

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2210243 号
令和 4 年 10 月 24 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 8 月 31 日付け令 04 原機（科保）078 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、運転段階の試験研究用等原子炉^{*1}は、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）、廃止措置段階の試験研究用等原子炉^{*2}は、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））（以下これらを総称して「審査基準」という。）を基に判断した。

※ 1：JRR-3 原子炉施設、NSRR 原子炉施設、定常臨界実験装置（STACY）及び廃棄物処理場

※ 2：JRR-2 原子炉施設、JRR-4 原子炉施設、過渡臨界実験装置（TRACY）、軽水臨界実験装置（TCA）及び高速炉臨界実験装置（FCA）

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 37 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

原子力科学研究所の周辺監視区域は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「東海第二発電所」という。）の安全性向上対策工事（防潮堤等）の進捗に合わせて段階

的に変更する必要がある、この変更の都度、原子炉施設保安規定変更認可申請されている。

今回、東海第二発電所の安全性向上対策工事の作業用地の確保が必要となったことから、周辺監視区域を変更するため、申請されたものである（計5回のうち4回目）。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第37条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める周辺監視区域の管理に関する事項が試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本試験研究用等原子炉施設の放射線管理に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項第7号及び同条第2項第8号に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 試験炉規則第15条第1項第7号及び同条第2項第8号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

試験炉規則第15条第1項第7号及び同条第2項第8号に関する審査基準は、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていることを求めている。

規制庁は、周辺監視区域の変更について、変更後の周辺監視区域境界においても、柵等を設けるとともに、標識を設ける等、周辺監視区域の措置及び立入制限等に既認可から変更はないとしていることを確認したことから、試験炉規則第15条第1項第7号及び同条第2項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。